

令和7年度世羅町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、町が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 対象とする物品等

町が契約によって調達する物品等のうち、各種物品、清掃、業務委託その他障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

3 対象とする施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 小規模作業所
障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
- (3) 共同受注窓口
物品等の調達に関して、複数の障害者就労施設等にあっせんし又は本町と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う事業者団体
- (4) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
 - (※) 重度障害者多数雇用事業所の要件
 - ① 障害者の雇用数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(5) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行なう団体（在宅支援団体）

4 物品等の調達目標

町は予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。また、令和7年度の調達は、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

5 物品等の調達の推進

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

(1) 福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等について、各所属に対し情報提供を行う。また、課長会議等の庁内会議を通じて、情報の共有と全庁的な取組みの推進に努める。

(2) 各所属は、前号の提供された情報に基づき障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

(3) 各所属は、障害者就労施設等への発注に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するよう努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するよう努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

オ 物品等の調達を障害者就労施設等に斡旋、仲介する等の業務を行う共同受注窓口を活用し発注の推進に努める。

6 調達実績の公表

(1) 各所属は、会計年度終了後、速やかに福祉課に対し、前年度の障害者就労施設等の調達実績を報告する。

(2) 町は調達の実績について、会計年度終了後に、その概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。